

# 令和3年6月甲良町議会定例会会議録

令和3年6月11日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第37号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第44号 甲良町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例の訂正の件
- 第4 議案第44号 甲良町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例
- 第5 議案第45号 甲良町子育て応援金支給条例を廃止する条例
- 第6 議案第46号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第47号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議員派遣について
- 第9 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

## ◎会議に出席した議員（11名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 小 森 正 彦 | 2 番  | 岡 田 隆 行 |
| 3 番  | 山 田 充   | 4 番  | 野 瀬 欣 廣 |
| 5 番  | 阪 東 佐智男 | 6 番  | 宮 寄 光 一 |
| 7 番  | 丸 山 恵 二 | 8 番  | 木 村 修   |
| 9 番  | 建 部 孝 夫 | 10 番 | 西 澤 伸 明 |
| 11 番 | 山 田 裕 康 |      |         |

## ◎会議に欠席した議員

な し

## ◎会議に出席した説明員

|             |         |               |         |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 町 長         | 野 瀬 喜久男 | 教 育 長         | 松 田 嘉 一 |
| 総 務 課 長     | 中 川 雅 博 | 教 育 次 長       | 福 原 猛   |
| 会 計 管 理 者   | 丸 澤 俊 之 | 学 校 教 育 課 長   | 寺 田 喜 生 |
| 税 務 課 長     | 大 野 けい子 | 社 会 教 育 課 参 事 | 上 田 真 司 |
| 企 画 監 理 課 長 | 熊 谷 裕 二 | 産 業 課 長       | 西 村 克 英 |
| 住 民 人 権 課 長 | 宮 川 哲 郎 | 建 設 水 道 課 長   | 村 岸 勉   |

保健福祉課長 中 村 康 之

総務課主幹 岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 山 脇 理 恵

(午前 9時40分 開会)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和3年6月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 建部議員、10番 西澤議員を指名します。

6月7日の西澤議員の一般質問について、住民人権課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 過日、新ごみ処理施設の負担額の件でご確認のご質問をいただいたんですが、その場で私がはっきり答えられませんでしたので、今回この発言の機会を設けさせていただきました。

甲良町といたしましては、約10億5,000万円ということでございました。

以上です。

○山田裕康議長 次に、日程第2 議案第37号を議題とします。

この議案については、総務民生常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

建部委員長。

○建部総務民生常任委員会委員長 それでは、私の方から一昨日の9日に開催されました総務民生常任委員会の審査の結果を報告いたします。

まず、審査の結果ですが、議案第37号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案を否決いたしました。

その審査の経過でございます。

昨年3月議会での40%減額の原因について認識はあるのかとの問いに、選挙の収支報告書等の説明責任があるとの理由で議員発議により提出され、議決されたものであると認識しているとのことであります。

40%減額の原因については、特別委員会で審議したが疑惑は解明されないままで、政治的・道義的責任が残っているが、そのことは不問でいいと考えているのかとの問いに、ちょっと質問をはぐらかして、今回の提案の理由は、議会の主張や弁明書にも処分内容があり、それらを含めて、滋賀県自治紛争処理委員や滋賀県知事の審査結果が、議員発議による給与の改正は、

議会の権限を超え、法令に違反するとあるため、40%減額の条例も法律違反だと考え、一部改正の提案をしたとのことでありました。

議長談話にもあるが、議会議決を違法と断定するには異論があり、裁定にはその問題に触れた上で、議会の決定が間違いだという記述がない。町長の疑惑は残り、姿勢が問われている。裁定は判例でもなく、裁判での確定でもない。町長は何らかの姿勢を示す義務があるのではとの問いに、原因は、私に責任があると思っているが、今回の裁定結果をふまえてゼロに戻す提案をしたとのことでありました。

説明責任は果たしていないので、もう一度説明をとの問いに、今から説明するつもりはなく、双方の見解の違いであるとのことでありました。非常に重要な回答をしています。

知事裁定の内容は甲良町長としてのミスだが、40%減額の内容は個人の問題であり、質が違う。説明をしないと信頼も薄れ、町政が没落する。説明をすべきだとの意見がありました。

再議についてどう考えるのかとの問いに、多額の弁護士費用を使うことや、余計な費用、労力、時間を費やすことは決して町民の利益にはならないため、再議・審査申立ては問題であると感じているとのことであった。

双方の意見が平行線であるが、町長が再議した場合、またこのような弁護士費用が発生するのかとの問いに、新たな案件なので、法的支援を受けるとなると費用が発生するとのことであった。

昨年の3月の議決や再議となると、1年以上前である。監査請求など訴えの期限があるため、その考え方や過去の減給を容認したことはどう考えるのかとの問いに、知事裁定の内容は、過去の議決に影響しないとある。特別的拒否権としての再議は期限がないと確認しているが、議決の後、十分に考えたいとのことでありました。

その他、いろいろ質疑・指摘がございました。

付け加えて、私から申し上げます。先ほどの報告の中で、説明責任は果たしていないがどうかとの問いに、今から説明はするつもりはないという町長の答弁がありました。説明責任を果たさない、そういうことであります。今後、議会と町長の間で、この40%の減額、減率の協議、話合いが持たれるかもわかりませんが、仮に持たれても説明責任を果たさない以上、ゼロになることはないとは私は確信いたしております。今さら説明はしないという町長の答弁でありました。そして、今回のこの件につきましては、議決の後、十分に考えたいとのことでありました。私は今日、議決があった後、町長がどういう行動を取るかというのを注視していきたい、そのように思っております。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 以上で総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

本案について討論はありませんか。

小森議員。

○小森議員 この件の、議案第37号に対しては、今、判断しかねますので、退席したいと思います。

（小森議員退席）

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。1日の全協、そして4日の本会議、そして9日の総務民生常任委員会におきまして、議論は尽くされてきたというように思います。また、委員長報告でも詳しく述べられました。そこで、40%カットは昨年3月可決され、再議もなく、1年2カ月以上が経過をしました。このことは、選挙資金をめぐる疑惑を否定できずに容認せざるを得なくなったのではないかと思います。町長はそのつもりではなかったかもしれませんが、心の片隅に何らかの責任を感じ、そして叱責の念が町長としてあったのではないかというように思います。そう考えるのが自然の流れだと思います。

同時に、住民監査請求の制度で、委員長の報告にもありました、不当・不法な支出を差し止めて、あるいはされた後、返還を求める請求は、その不当・不法な行為があってから1年を超えると、請求の権利を失うことが規定されています。もちろん制度は違います。しかし、既成事実として経過した行政の行為を、合法とまではいかないわけですが、後戻りさせないことが望ましいとの考えとも解釈できます。その制度と同等ではありませんが、このケースで見れば、先ほど述べたように、町長は何らかの責任を感じて再議にもかけず、異議の申立ても、この40%、そしてそれ以前の7割もありました。2割、3割もありました。再議にはかけることがありませんでした。この際、町長自身の疑惑に真摯に向き合っていて、そのことを求めたいというように思いますし、この議案に反対討論といたします。

そして、議長談話にありましたように、いつまで町政課題から外れて町長と議会が対立をしているのか、こういう印象はどこからでも、やはり見えてしまいます。そういう点でも、今、コロナの問題、そしてワクチン接種で全県の中でも、新聞が書いていますが、スムーズに町民の利益優先で進んでい

ます。その評価が大変高いですし、最近会いました友人が、彦根の進行していない状況、いつまでかかるのか分からないという不安をしゃべっていただきましたけども、それと比べると、ほんまに甲良町はええなと羨ましがられました。そういうことを否定しない、潰さないためにも、ぜひ真摯に向き合っていて、議長をはじめ議員と真摯に話し合っていたきたいというように思うことを述べて、討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。

議案第37号は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、議案第37号は否決されました。

次に、日程第3 議案第44号甲良町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例の訂正の件を議題とします。

議案第44号、甲良町住宅新築資金等……。

(発言する者あり)

○山田裕康議長 議案第44号甲良町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例の訂正の理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 失礼します。お手元の資料の、事件の訂正請求書の方をよろしくお願いいたします。

本件は議案第44号 甲良町住宅新築資金貸付条例を廃止する条例につきまして、附則の部分の訂正をお願いするものでございます。訂正の理由といたしましては、住宅新築資金貸付条例の廃止に伴う経過措置について、表現が判断しにくいということでございましたので、そういった表現の訂正を行うものでございます。訂正の内容につきましては、新旧対照表の方をお願いいたします。内容につきましては、変更はございません。

どうかよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

ただいまの議題となっています議案第４４号甲良町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○山田裕康議長　ご異議ありませんので、議案第４４号甲良町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例の訂正の件を許可することに決定しました。

次に、日程第４　議案第４４号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員　この新築資金貸付条例を基にした事業、つまり地区の自立促進を促していく、こういう大事な事業として甲良町では進められました。もちろん国の大きな流れの中で取り組んできたんです。先進的な自治体では、既にこの貸付資金完済をし、そして一般会計に貢献をしている自治体が幾つもあります。そういう中で甲良町がこの事業を進めた上での課題や、そして検証すべき問題を幾つか抱えてまいりました。地区の改良事業、そして小集落改良事業など、通称同和対策事業を進める根拠法が失効してから２０年以上が経過をしてまいりました。甲良町の場合、様々な歪み、また乱脈と言われた混乱の中から、ようやくその１つである新築貸付事業の基となった本条例を廃止するところまで至りました。しかし、多額の未回収を抱え、多数の係争案件を継続せざるを得なくなっています。その解決までには長い、また苦い経過をたどることが予想されます。町政は貸付回収という経済的取引に伴う残務とともに、この町で生き、暮らし、営業を続ける人々の空間であり、支える役割を一方で持っていることを忘れてはなりません。この事業をめぐっても公平・公正な解決、後始末に全力を注ぐこと。とりわけ、町長がその先頭に立ち整理をしていくことを求めて、賛成討論とします。

○山田裕康議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第４４号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第４４号は可決されました。

次に、日程第５　議案第４５号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。地方自治の事業運営の基となる条例主義、これが大原則だということが全員協議会の中でも明らかになってまいりました。また、町長の答弁でもそのことが引き出されています。その下で、規則、実施のための要綱によって細目が決められ、また時代に合った、また町民のニーズに合った要綱に変更可能なのであります。しかし、条例はまだまだ成長過程だというように思いますし、骨格を決めた条例はやはりこのまま残し、不備があるところを改正していく、これが常套手段だというように思います。子育て世代の経済的負担を軽減し、真に定住・自立、そして転居に強力に進め、これが定着できるまでさらに充実が必要だと思えます。まさに憲法の条文を活かすことが求められるというように思います。

この精神の基本となる条例は存続させた上で、さらに改善をし、規則、要綱を充実することこそ私は大事だと思っています。その上で、子育て応援のメニューをリストアップすれば、ささやかなものから大きなものまで、やはり町政運営の中心に据えるべきものだとは確信をしております。学校給食の無償化や、高校卒業までの医療費無料化などがそれですし、また、予算上はうんと少ない、ささやかな金額にしても、子育て世代が、また、おじいちゃん、おばあちゃんが、その施策の展開によって喜んでもらえる。そして家庭が応援できる、こういう内容に充実させていけるのではないかと思いますので、この条例は残すべきだということで、廃止条例に反対をするものです。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 一応、私も反対の討論でございます。

まず、この条例は人口減少対策、私は、これはその最たるものの1つだというふうに位置づけております。この子育て応援金支給条例、一応、やはり条例としては、その条例の、言わばその事業の趣旨、その事業の中身を整えて、そして条例として目的、趣旨、要するにこの事業を行うための、やはり1つの親になる条例でありますので、これは、仮に中身の中で不備があっても、一応条例としては、まず残しておくべきというふうに思います。そして、その条例から委任を受けた施行規則、それについても、当然その条例に基づいて規則がつくられるんですが、規則の中ではさらに、やはり具体的にというか、そういうようなものを今、提案を申し上げますが、挿入する。そして、あと、その規則に基づいて、また実際その事業を行っていくための実施要綱というものをつくって、そして、事務方としてはその要綱に基づいて事務を

進めるという運びになるわけですが、やはり親になる条例は残しておき、さらに規則ならびに要綱で充実をしていくという方向を目指してほしい。まず、規則ないし要綱の中で、私は一応、大枠、子育て応援金となっております。しかし、予算の中では分類をされておまして、出産祝金、そして子育て応援金というか、子育て支援金というので、1歳、2歳、3歳、3歳までにそれぞれの、私は、町のやっている事務はちょっと遅いんですが、1歳児の誕生日、2歳になった誕生日、3歳になった誕生日にそれぞれ2万円の支給をするという方向が望ましいんですが、そういったことを具体的に取り決めるというか、まずこの対象事業を出産奨励の意味の出産祝金と、そしてから子どもを育てる支援として、子育て支援金という2本の柱に、これはまとめるべきだろうと。

これを見ると、要綱にしても規則にしても、1つの子育て応援金という1つの枠で書いて、それも1つにまとめられて書いているので、その理由は、子育て支援金についても、例えば金額2万円ではありますが、今後増額を、もちろん私も要求をしていきますし、そして対象年齢も1歳から3歳じゃなくて5歳までとか、小学校就学前までのという年齢にするとか、また出産祝金についても、今は一律2万円ですが、応援金の額も2万円、そして出産祝金も2万円、非常に紛らわしい、そういう要綱になっているので、2本立てにして出産祝金、これもまた増額が図られる可能性も今後出てきます。そういったことで、この規則なり要綱の中では出産祝金の部分と、そして子育て支援金の部分に分けて、具体的にその実施内容を定めてほしいというので、やはりこのことについては、親である条例は、仮に今現在不備であっても残しておくべきだと。もしこの条例に不備があるとすれば、また議会の議案提案でも、また町の方からもその不備は改正をされたいと思うので、一応この条例を残すことにして、廃止については反対といたします。

○山田裕康議長　ほかにありませんか。

岡田議員。

○岡田議員　2番　岡田隆行です。反対討論をさせていただきます。

前回の全員協議会までは、私は当時、賛成の方へ傾いておったわけですがけれども、この実施要綱については、今の現状に即して非常によく考えられていて、本当に教育に携わる委員会の皆さん、教育長、教育次長、よく考えておられていて、本当に賛成したい気持ちでいっぱいなんですけれども、この6月議会において、やっぱり議会と行政の信頼というよりは、議会と町長との信頼というのがすごい失われているなというところで、条例を廃止することによって、せっかくのいい実施要綱を考えていただいているにもかかわらず、それが何らかの形でなくなるおそれもあるんじゃないかということをする

ごく危惧しております。内容自体は本当にすばらしい内容なので、このまま案を残していただいて、次の議会のときに改めて、今の両議員がおっしゃられたように、条例の不備を改正するというような形でこの案を活かしていただければと思って、今回はちょっと申し訳ないんですけども、反対討論とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 今、岡田議員が言わはったように、非常に私も、教育委員会としての取組のやり方は非常にありがたい話で、いいことだと思っております。しかしながら、予算執行を下すときは町長が権限があるということで、町長が予算執行を止めた場合、教育委員会が幾らやりたいと思っていてもできない、そういう意味もありまして、もう少しこの件に関しては、今日の、本日のところは考えさせていただきたいということで、本日は反対討論とさせていただきます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、議案第45号は否決されました。

次に、日程第6 議案第46号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成にあたって幾つか、令和3年の予算執行に関わって意見を述べさせていただきます。

1つは家庭支援事業が計上されています。ここの充実がさらに教育委員会部局を中心に求められていくというように思いますし、先ほどの建部議員、それから岡田議員の討論にもありました、そういう指摘を受けて、ぜひともこの家庭支援、以前から子育ての困難さを抱えるその大前提に、経済的な困難さがあるという教育長の指摘がありましたが、その困難を解決していく、町だけではできない部分は確かにあるというように思います。しかし、甲良町がその特別な状況を見越して、できる範囲で手当てをする、そういう誠意

は必ず町民の中に伝わっていくものだというように思います。

そして児童クラブ、これが外部委託されてきましたが、子育てと教育委員会、子育てを教育委員会が直接責任を持って担当する、その一環として運営することが重要でありますから、この機会に私は外部委託、委託をしている業者の全国的な展開で問題も生じています。この問題も、やはり甲良町の中で具体的に表れているというわけではありませんけれども、教育委員会が手の回らない部分があったというように思いますけれども、そこをどういうふうにして行政が、また教育委員会の部局がどうしていくかというのは知恵の出どころであります。やはりマンパワーこそ、この甲良町の中で人材を温め、そして育成をしていくことが非常に大事だというように思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それからもう1点は、日々利用する水道事業です。これ、この予算とは直接関係ないんですけども、安全・安心を守って、違法状態が明らかになりました。この違法・脱法状態を放置することなく直ちに改善すること、これは改めて水道事業と関係も非常に深いんです。そして町政運営の大事なポイントとなります。ここを強く求めていきたいというように思います。

そして事業計画、運営にあたっては、国・県の言いなりにならないことが私は大事だというように思います。不合理な条項に対してははっきり物を言う、これは持続可能な地域づくりの計画の中でデジタル化の推進、それからマイナンバーカードの促進がうたわれていました。しかしこれは、個人情報の流出が大変危惧される課題になっていますし、権力と、それから巨大企業、IT企業に個人情報が一手に集中をする、そういう危険をはらんでいる法文でもあります。その点でも、地方が疲弊をしていく今の問題とは全く関係がないという点でも、やはり幹部職員の皆さん、それから町長をはじめ、その問題もきっちりと見分けていただきたいというように思いますし、そのことを強く求めていきたいと思います。

ワクチン接種をめぐるっては、先ほども意見がございました。豊郷町の在住の方と話をしました。そうすると、甲良町は対応が早くてええねと、彦根はまだまだで、もうほんまに心配しているという声がありました。そして、合併せんでよかったねと、こういう話題に進んでいったんです。今の町政運営で望まれているのは、毎日の暮らし、健康、命を支える、そして子育てと中小零細業の営業、ここを応援する政治・行政の役割だと改めて実感しているところです。そこに町政の力を集中して取り組むことを強く求めて、賛成討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより議案第４６号を採決します。  
お諮りします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。  
(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。  
起立全員です。  
よって、議案第４６号は可決されました。  
次に、日程第７ 議案第４７号を議題とします。  
本案について討論はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより議案第４７号を採決します。  
お諮りします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。  
(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。  
起立全員です。  
よって、議案第４７号は可決されました。  
次に、日程第８ 議員派遣についてを議題とします。  
お諮りします。  
会議規則第１２９条の規定により、お手元に配布している文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。  
次に、日程第９ 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題とします。  
会議規則第７５条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり閉会中における継続審査および調査の申出がありました。  
お諮りします。  
各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。  
以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和3年甲良町議会6月定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は6月4日から本日11日までの8日間の会期で、会期中に全員協議会で議案検討を、総務民生常任委員会で付託議案の審査をいただきました。今定例会に町長から提出をいたしました承認6件は、いずれも原案どおり承認いただきました。同意1件も原案どおり同意いただきました。議案11件のうち、9件について原案どおり可決をいただきました。

本日採決をいただきました議案第45号の子育て応援金支給条例を廃止する条例は廃止をせず、条例主義による施策継続することとする議会としての判断をいただきました。従前どおり、本条例の下で施策実施をしていくことは変わらぬものであります。

議案第37号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は否決となりました。今回の知事裁定によると、本件審査の申立ては本件議決に対して行われているものであり、過去の議決が本件議決に関する判断に影響を及ぼすことはないと言及をされています。しかしながら、本件審査において議会が議員発議をもって行う長の給与減額を行うことは、自治法によって認められていないと明記をされています。今回の知事裁定後、5月24日に議長談話が発表され、それによると5項目の理由をもって裁判所に出訴しないこととされました。私は議会と同じく今後の行政運営を考え、合理的な方法として違法状態を是正するための条例改正を提案させていただきました。議会の意見は、40%減額は町長が姿勢を改めること、説明責任を果たすことに終始をいたしました。町長と議会の見解が相入れないものであったため、町長の給与減額条例は今後何らかの方策を講じていきたいと考えています。

今議会会期中の一般質問で、総合計画の推進体制についての質問をいただきました。総合計画につきましては、令和3年度から第4次の総合計画がスタートいたしました。基本計画の分野ごとの施策が着実に前進する取組をしてまいりたいと考えております。また、総合計画審議会答申の付帯意見で、本計画推進にあたっては適切な進行管理に努めた施策展開を図るとともに、職員はどのように執行していくかということを常に意識し、評価の検証を行うことに努められたいと記されていることにつきまして、各年度の進捗管理と点検に努めてまいりたいと考えております。

本町でのコロナワクチン接種については、65歳以上者について2回目の接種を実施中で、7月上旬に完了となる見込みで、その後コールセンターの

回線を増やし、駐車場係を専門の会社に委託するなど体制を補強いたしまして、64歳以下の人の接種に移る準備をいたしております。64歳以下の接種に移行するときに、町長自らが町民に対してさらなる感染防止の取組のお願いメッセージとして、伝達をいたしたいと考えております。

また、これまで同様、行政施策、事業課題等につきまして、議会と早めの協議に心がけてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

梅雨入り後、本年も既に真夏日の気温上昇となっております。本格的な暑さの到来による熱中症対策と、引き続いてのコロナ感染防止対策で、その対応が大変な時期となりますが、体調管理に十分ご留意いただき、議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げまして、6月定例会閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○山田裕康議長 これをもって、令和3年6月甲良町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

(午前10時24分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 裕 康

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明